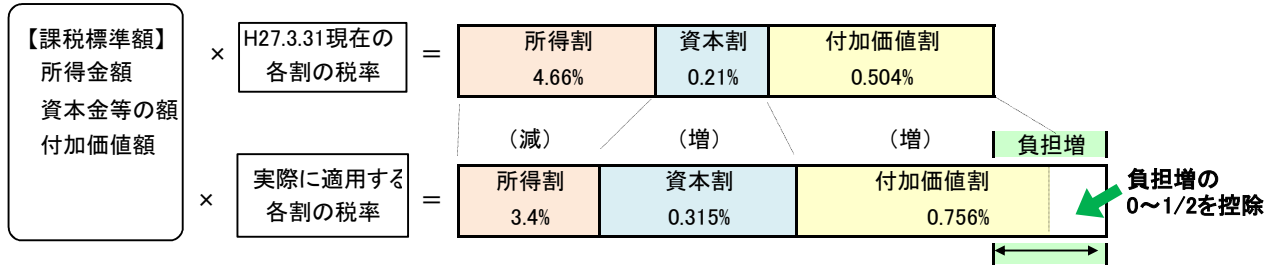


外形標準課税の拡大に伴う負担変動の軽減措置

外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、付加価値額が*年40億円未満の法人について、4年間、負担増を軽減する措置が講じられます。

【イメージ】H27.4.1からH28.3.31までの間に開始する事業年度の場合 ……下記(a)の場合



【留意点】

- ① 年40億円未満の判定は、分割基準計算前の総額で判断します。
- ② 事業年度が1年に満たない場合 [(付加価値額) × 12 ÷ (事業年度の月数)]
→ 1月に満たない端数は切り上げ
- ③ 当該控除を付加価値割、資本割から行う場合には、付加価値割、資本割の順に行います。
- ④ 当該規定の控除、仮装経理の控除、既納付額の控除、租税条約の控除の順に行います
- ⑤ 控除額は分割基準適用後の各課税標準額に税率を乗じ、各府県ごとに計算をします。
※ 中間申告(仮決算)については、負担軽減措置は適用されません。

端数計算について

- (1) 基準法人事業税額・法人事業税額に100円未満の端数がある場合、又は全額が100円未満である場合は切り捨てます。
- (2) 控除額に100円未満の端数がある場合又はその全額が100円未満である場合は切り上げます。

(a) H27.4.1からH28.3.31までの間に開始する事業年度

【要件】

- ① 基準法人事業税額 > ② H27.3.31現在の適用税率を用い算定した法人事業税額

基準法人事業税額…実際に適用される税率による法人事業税額(付加価値割、資本割、所得割)

【控除額】

付加価値額が年30億円以下の法人	付加価値額が年30億円超、年40億円未満の法人
基準法人事業税額超過額(①-②) × 1/2	基準法人事業税額超過額(①-②) × $\frac{(40億円-付加価値額*)}{20億円}$ *調整後(年換算)の付加価値額

(b) H28.4.1からH29.3.31までの間に開始する事業年度

【要件】

- ① 基準法人事業税額 > ② H28.3.31現在の適用税率を用い算定した法人事業税額

【控除額】

付加価値額が年30億円以下の法人	付加価値額が年30億円超、年40億円未満の法人
基準法人事業税額超過額(①-②) × 3/4	基準法人事業税額超過額(①-②) × $\frac{[(40億円-付加価値額*) × 3]}{40億円}$ *調整後(年換算)の付加価値額

(c) H29.4.1からH30.3.31までの間に開始する事業年度

【要件】

- ① 基準法人事業税額 > ② H28.3.31現在の適用税率を用い算定した法人事業税額

【控除額】

付加価値額が年30億円以下の法人	付加価値額が年30億円超、年40億円未満の法人
基準法人事業税額超過額(①-②) × 1/2	基準法人事業税額超過額(①-②) × $\frac{(40億円-付加価値額*)}{20億円}$ *調整後(年換算)の付加価値額

(d) H30.4.1からH31.3.31までの間に開始する事業年度

【要件】

- ① 基準法人事業税額 > ② H28.3.31現在の適用税率を用い算定した法人事業税額

【控除額】

付加価値額が年30億円以下の法人	付加価値額が年30億円超、年40億円未満の法人
基準法人事業税額超過額(①-②) × 1/4	基準法人事業税額超過額(①-②) × $\frac{(40億円-付加価値額*)}{40億円}$ *調整後(年換算)の付加価値額